

第30回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年12月9日(金) 午前9時30分から10時20分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員(23人)

| | | |
|-----|-----|--------|
| 1番 | 林 | 敏文 |
| 2番 | 河村 | 明 |
| 3番 | 熊野 | 茂公 |
| 4番 | 埤田 | 定 |
| 5番 | 林 | 清市 |
| 6番 | 繁本 | 武紀 |
| 7番 | 神田 | 公司 |
| 8番 | 大嶋 | 順子 |
| 9番 | 上野 | 政之 |
| 10番 | 城 | 俊治 |
| 11番 | 中邑 | 照司 |
| 13番 | 田村 | 浩昭 |
| 14番 | 西岡 | 宏道 |
| 15番 | 久保田 | 等 |
| 16番 | 小田 | 博 |
| 17番 | 宮内 | 昭寿 |
| 18番 | 松浦 | 信行 |
| 19番 | 藤本 | 準一 |
| 20番 | 藤井 | 訓志 |
| 21番 | 弘田 | 靖 |
| 23番 | 山本 | 忠男 |
| 24番 | 吉原 | 則行 |
| 25番 | 田村 | 耕一(会長) |

4 欠席委員(1人)

12番 杉尾 正

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 川村 彰

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第30回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、12番 杉尾 正 委員 より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日の出席委員は23名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、11番 中邑 照司 委員、13番 田村 浩昭 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入ります。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号「農地法第3条転用許可申請に対する許可決定について」です。議案の1ページをご覧ください。

今月の申請は1件でございます。

では番号の1番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字束荷地内にあり、田3筆、畑2筆の合計5筆、面積が全体で5,060㎡の自作地です。譲渡の事由ですが、対象となる農地は、譲渡人が相続により取得されましたが、遠方で生活しているため耕作は難しいと考えていたところ、農事組合法人で就業している譲受人から農地を取得して営農基盤を確保したいという話を聞いたことで、このたび売買による所有権の移転を行うこととなったものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、主な農機具については農事組合法人からの借入れを予定し、金銭的な負担に

ならない範囲で草刈機などを個人購入する考えもあることなど無理のない計画を立てており、また、農作業に従事する家族の状況等を見ても、問題なく効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農業生産法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人の家族は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、今回の農地取得によると本市の下限面積要件である30アールは充分満たすため、問題ないと考えます。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当しないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、譲受人自身が農事組合法人で就業しており、地域の農業者と一体となり周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に努めていくものと考えられるため、農地の集団化等に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の林 清市 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 林委員、補足説明をお願いします。

5番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、地区担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号の 1 番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、平成 28 年 11 月 24 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書(案)をご覧ください。

今回は、新規の計画が 1 件、2 筆で面積は 2,800 m²、更新が 1 件、1 筆で面積は 880 m²、新規、更新の合計は 2 件、3 筆で合計面積は 3,680 m²となっております。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして報告事項ですが、議案の 1 ページをご覧ください。
報告第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、1 件のみでございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局

長専決により受理いたしました。

続きまして報告第2号「非農地証明について」です。

証明願の件数は、1件のみでございました。

内容については記載のとおりでございます。

現地調査については、地区担当の委員さんほか2名の委員さんと、事務局1名の計4名で現地調査を行った結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

以上、ご報告いたします。

議長

只今の報告第1号及び2号について、質問、意見等がございましたら
お願いします。

4番

(なしの声)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第30回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成28年12月9日開催の第30回光市農業委員会総会の議事録である。

平成28年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印